

# 同意と強制

## 性的な局面に注目して

江口聡  
京都女子大学  
[eguchi@kyoto-wu.ac.jp](mailto:eguchi@kyoto-wu.ac.jp)

## 分析系のセックスの哲学

- Alan Sobleなどが中心になり、1980年代から活発化。リーディングスなどけっこうある。
- Soble (ed.) *Sex from Platon to Paglia: A Philosophical Encyclopedia* (2005)
- フェミニズム、ジェンダー論などと一定の距離。

## セックスの哲学

- 概念的問題：「性的」とはどのようなことか。性的快楽、性的欲望とはどんなものであるか。
- 規範的問題：どういうセックスがよいセックスか、どういうセックスはしてはいけないか。

## セックスの哲学史

- プラトン、アリストテレス、パウロ、アウグスティヌス、トマス、モンテーニュ、デカルト、スピノザ、ヒューム、カント、ヘーゲル、キェルケゴール、ショーペンアウアー、マルクス、エンゲルス、フロイト、シェーラー、レヴィナス、サルトル・・・

## セックスをめぐる 社会的問題

- レイプ、特にデートレイプ
- セクハラ
- 売買春、援助交際
- ポルノ
- なんらかの「被害」が問題。

## 「同意」が中心問題

- 性的リバタリアン。同意のある成人どうしならなにをしてもOK。
- 売買春は本人たちが同意しているなら問題ないか？AV女優は自発的に出演している？
- 教員と学生のセックスは非難されるべき？
- 酔っ払ってセックスするのは？

## 議論の背景

- 1970年代のフェミニズム運動。
- 女性に対する暴力への注目。
- 「レイプ神話」批判。
- → 同意のないセックスは性暴力。

## レイプ神話

- MacKellar 1975
- 犯人は見知らぬ人間。
- 野外で短時間に。
- 女性はレイプを願望している。
- 女性の「ノー」は実は「イエス」。
- 隙のある女性だけがレイプされる。etc.

## 実態

- レイプ事件の被害者と加害者は顔見知りが多い。どちらかの自宅で行なわれる。
- 物理的な暴力を伴わない場合がほとんど。
- レイプは女性の意に反した性行為(Brownmiller 1975)。「ノーはノーを意味する」。
- → エストリッチらの法制度改革運動。(Estrich 1987)

## 「ノー」だけでは

- イリノイ州でのウォーレン判決(People v. Warren, 1982)
- 若い女性が国立公園を一人でサイクリングしていた。一休みしていると、知らない男が現われ、しばらく立ち話をした。出発しようとする、男は女性の肩に手を置いて、「ほんのちょっとで済むさ。彼女が相手してくれなくてさ」と言い、森に連れこんでセックスした。女性は恐怖のために抵抗できなかった。男は身長190センチ85キロ近く、女性は157センチ45キロ程度しかなかった。犯人は逮捕され一審では性的暴行で有罪となったが、二審では女性は抵抗しなかったし拒否もしなかったとして無罪とされた。(Schulhofer 1998)

## 積極的な同意がなければ

- → 明示的な同意がなければダメ！
- キャンパスで複数のデートレイプ事件が起きたアンティオク大学で、学則として「性暴力ポリシー」(1993)を制定。

## アンティオク大学 性暴力ポリシー

- 同意とは、特定の性的行動に参加することを自発的に口頭によって合意することである。以下に要点をあげる。
- 性的活動を行なう前に、常にその時々で同意が得られなければならない。
- 性的活動の新しいレベルごとに同意が必要である。

## アンティオク大学 性暴力ポリシー

- 性的活動を開始しようとする者は、同意を求める責任を負う。
- 性的活動を要求されたものは、口頭での返答をなす責任を負う。

## デートレイプ論争

- こうした学則は滑稽であるとしてマスコミに揶揄された。
- 擁護派との間でデートレイプ論争。→ ポルノ問題に続いてフェミニスト陣営は分裂。
- → デートレイプ論争
- Ex. カミーユ・パーリア。毅然たる態度をとれ、本当のレイプであれば警察に行け。

## 同意がポイント

- ともかく「同意」が重要であることにはコンセンサス。
- 相手に抵抗されても無理にセックスしたらレイプだ → 同意のない性関係はレイプだ！

## 「イエス」の問題

- アルコールの影響下での同意
- 金銭的報酬を主な目的とした同意
- 学術研究へのアドバイスを主な目的とした同意 Etc.
- これらは本当のイエスか？ どういう同意が道徳的・法的に有効か？

## 有効な同意

- 通常は道徳的・法的に許容されない行為が、本人の同意によって道徳的に許容できるものになる。
- “Moral Magic of Consent” (Hurd, 1996)

## 同意はなぜ重要？

- 自己決定権
- 自律
- 自由
- 人格の尊重、人間の尊厳
- 医療倫理学ではずいぶん議論されている。これがセックスにも使えるか？

## 医療倫理での インフォームドコンセント(IC) の要件

- 同意能力
- 自発性
- 関連する情報の開示と理解
- 同意(の表明)

## (I)同意 (の表明)

- 同意は心的状態か行為か。← ふつうは行為と解釈。
- 明示的でなければならない？ 暗黙のものでもよい？ 言語的表現でなければならない？ ボディーランゲージでもよい？
- アンチオク大学の性暴力ポリシーの滑稽さ。

## (2)同意能力

- 子どもはセックスへの同意能力がない。OK。仮に同意があっても法定レイプ (Statutory Rape)。
- 泥酔・昏睡など意識がない人にも同意能力はない。OK。
- 健康な成人にはあるか？

## 怪しい事例

- コンパで酒飲んでお持ち帰り？ デートで酒を飲んでセックス？
- 「ハイ」な時期、進学数か月、学園祭、軽躁・・・
- 精神的に不安定な時期はどうか。失恋、愛犬の死・・・

## 「合理的」な判断力の喪失の魅力

- 恋愛や性的活動の価値は、「合理的」な判断を失なってしまうところにある、という考え方も魅力がある。
- 「恋は狂気」（プラトン、『パイドロス』）

## (3)情報とその理解

- セックスに何が情報として必要か？
  - 各種の属性についての情報？ 既婚／未婚、年齢、性的趣味、性的経験、性的な能力？ 学歴、年収？ 性格、理想？
  - 性的行為のメニュー・式次第、期待される快樂？

## 重要(relevant)な情報とは？

- 医療の場合は比較的明確。成功の可能性、期待される効果、予想される副作用、etc.
- 恋愛やセックスでは、あらかじめなにが重要な情報かわかっているのか？

## 欺瞞と錯誤

- 日常的な欺瞞、錯誤。少々のごときは許容されている。
- カツラ、シークレットブーツ、化粧、矯正ブラ、ガードル
- 性的経験、性的能力etc.

## 情報獲得の手段としてのセックス

- むしろセックスは相手についての情報を知るための手段でさえある。
- あるいは自己や人間というもの、人生というもの、世界についての。

## ICモデル適用の難点

- (1)同意の表明、(2)同意能力、(3)情報に限っても、ICモデルを性的な局面に適用するのは困難に見える。
- (4)自発性にはさらに複雑な問題がある。

## (4)自発性

- セックスに対する自発的な同意とは？
- 当の相手と行為に対する直接の性的欲望に基づく場合はOK。

## 自発性と動機・目的

- しかし、他の動機や目的に基づく場合は？
  - 愛情表現、確認、子づくり
  - 好奇心、性体験をつむ
  - 職業的知識を得る
  - プレゼント、金銭、売り上げ、 etc.

## 自発性と動機・目的

- 動機や目的がセックス以外の利益etc.だとしても、自発的でないとは言い切れない。
- 極端に道徳的な立場では、セックス以外を目的にしたセックスは自発的ではなく、すべて不道徳ということになるかもしれない。（Goldman 1977、杉田2003など）

## 自発性と強制

- 自発性がなんであるかという問題は難しすぎるので、とりあえず「強制されていない」ことととらえることにする。
- ではどういった場合にセックスを強制している／されているといえるか。



## 先行研究

- 1990年代からStephen Schulhofer、David Archard、Alan Wertheimer、Joan McGregorなどの研究がある。
- Wertheimerの事例を利用する。

## わかりやすい強制

- [Pure Force] Aと仲間はBの腕と脚をベッドにしぼりつけ、AはBが「やめて」と叫ぶにもかかわらずセックスした。
- [Anesthesia] 歯科医のAは、Bが麻酔で意識を失っているあいだにセックスした。
- [Abandonment] AとBはAの車で人里離れた山中へドライブしていた。山中でAが迫るとBは抵抗した。Aは、「セックスさせてくれなきゃここに置いてくぞ」と言った。

## 微妙な感じ

- [Dating] AとBは何度もデートしているが、まだセックスしていない。AはBに、「そろそろセックスさせてくれなければ、別れようと思う。今日セックスするか別れるか、だ」と言った。

## 強制的提案？

- [Indecent Proposal] 金持ちのAは、Bに、「一晩つきあってくれたら100万円あげるよ」と言った。
- [Lecherous Millionaire] Bの子供が高額の医療費がかかる治療が必要になっている。AはBに、「1年のあいだ週に2回セックスしてくれたら医療費を払うと申し出た。

## Wertheimerの基準説

- 「強制的提案」 coercive offer。
- ある提案によって「AがBを強制している」と言えるのは、(1)AのBに対する提案が、断わってしまうとBがある適切な基準線よりも悪い状態 worse offに陥ってしまうものであり、かつ、(2)BがAの提案を受け入れることが合理的な場合。

## 「適切な基準線」は？

- 二つの候補
- (1) 現状 status quo
- (2) Aに対してBが道徳的権利をもっているライン

## [Abandonment]の分析

- 山中にいるという現状からすれば、Aに連れ帰ってもらうことはBにとって利益。断われればより悪い状態になる。
- しかし、Bはドライブに連れだしたAに連れ帰ってもらう道徳的権利をもっているはず。
- Aの提案は強制的提案であると考えたい。道徳的基準説の方が有望。

## [Lecherous Millionaire]

- この場合、BはAに対して援助を期待する道徳的権利をもっていない。too good to refuseな提案。
- これが「強制的」だと言えるかどうか。

## 「強制」と 合理的な選択肢

- たしかに他の理にかなった選択肢がない場合は「受け入れよう強いられる forced」な感覚はあるだろうが、断わればもともとの道徳的基準線よりも状態が悪くなる提案ではない。
- たとえば、Bが乳ガンを手術するか、手術しないで放置して死ぬかのどちらかの選択肢しかなく、放置して死ぬのはあまりにも不合理で手術を受けるしか理にかなった選択肢がないとしても、Bが手術に同意するのは強制の結果ではない。選択肢が実質的に一つしかなくともその選択が自発的でないと言う必要はない。

## 売買春に適用すると

- もしこの道徳的基準線説が正しいラインにあるならば、売買春の契約（雇用契約であっても、単独取引であっても）が道徳的に許容できるかどうかは、売春者がどの程度の道徳的基準線・道徳的権利をもっているかに依存しそう。
- なにが基準線になるか？

## 批判

- セックスは特別な領域であって、同意にもとづいていても危害を及ぼす可能性がある。(West, 1995)
- セックスは特別な領域であって、取引や契約などのような慣行と同列には扱えない？

## ICモデルに替わるモデルはあるか？

- フェアな取引引きモデル。(Miller and Wertheimer 2010)
- 同意が有効かどうかという点よりも、同意に至る手続きや文脈がフェアであるかを検討した方が有効か。

## 文脈依存

- なにがフェアであるかはその行為が行なわれる文脈に依存する。
- サッカーとテニスとゴルフでは選手に要求されるフェアさが違う。

## 手続きが適正なら

- [Department Meeting] 教授会で議長が、「異議がなければCを昇進させることにします」と言った。Bは居眠りしていて、何も言えなかった。AはBがCの昇進を認めたものとみなした。

## 手続きが適正なら

- [Art] Aは長年美術史を学んできた。AはBが持っている絵画が10万ドルの価値があると評価した。AはBに5万ドルで買いとることを提案した。Bは受け入れた。
- たしかにAはBの無知につけこんでいるが、Aが知識の獲得にコストをかけていること、美術品業界がそのようなルールの上で動いていることからBの同意は有効だろう。
- 「Bは業界のルールを知っておくべきだった」？

## フェアな取引モデルの長所

- われわれの慣行の重視。
- 「同意」に関するわれわれの道徳的な直観をうまくとらえている。

## Ex.フェアな取り引きとしての デート

- アルコールの影響がどのようなものであり、デートというものがどういうものかをだいたい知っている人々どうしでなら、デートして適度にアルコールの影響下にあるセックスはOK。

49

## 批判

- 性的な「慣習」は存在するか？「恋のゲーム」「大人の世界」？
- テニスやサッカーのような人工的なゲームと恋愛・性愛は違う。
- 問題が起こるのはまさに慣習が違う人々が出会ったとき。慣習や経験のすりあわせの場。
- 次々に新人が参入する。
- 保守的すぎる。まさに慣習が見直されるべきだと主張されている。

50

## 結論

- 医療におけるICモデルは性的な局面には使えないだろう。
- フェアな手続きモデルも性的な局面に適用するには問題が多い。
- 「同意」があればなんでもOKという立場はおそらく有害。
- 危害を防ぐにはゆるいパターンリズムが必要。

51

## ゆるいパターンリズムの例

- 法定レイプ。一定年齢以下の児童・青少年との性行為は問答無用ですべてレイプ。
- 精神科医・カウンセラーと患者・クライアントの親密な関係の禁止。（米国等では一部の州で法制化）
- 大学教員と学生の親密な関係もデフォルトで禁止。
- （ただし、「被害者」の訴えがあった場合。）

52

## おしまい

53

## おまけ

- セックスは人によっては「なしですます」ことができるものと考えられているので、「安全側に振る」（まったくセックスしない、少なくとも“Ask when in Doubt”、酒飲んでセックスしない、学生とセックスしない）のは道徳的。
- あえて危険を冒すのはrecklessであり不道徳。

54

## How moral shall we be?

- しかしこれは恋愛やセックスのスリルを損なうことになる。(その「本質」さえ損うかもしれない)
- → 「われわれはどの程度道徳的であるべきか」

55

## アイディア

- 個々の行為や同意について考えるより、徳倫理の枠組を使った方がこういう問題を考える場合には有効かも。
- 「正しい性活動」は性的に有徳な人が営むような性活動と考え、性的に有徳な人とはどのような人であるか考えるとおもしろいかもしれない。どんな性活動がわれわれのエウダイモニアを実現するか。

56

## 参考文献

- Archard, David (1998) *Sexual Consent*, Westview Press.
- Hurd, Heidi M. (1996) "The Moral Magic of Consent", *Legal Theory*, Vol. 2.
- Kittay, Eva Feder (1997) "AH! My Foolish Heart: A Reply to Alan Soble's 'Antioch's 'Sexual Offense Policy: A Philosophical Exploration'", *Journal of Social Philosophy*, Vol. 28, No. 2. Reprinted in Soble (2008).
- McGregor, Joan (2005) *Is It Rape?: On Acquaintance Rape and Taking Women's Consent Seriously*, Ashgate.
- Miller, Franklin G. and Alan Wertheimer (2010) "Preface to a Theory of Consent Transactions: Beyond Valid Consent," in Franklin G. Miller and Alan Wertheimer eds. *The Ethics of Consent*, Oxford University Press.
- Schulhofer, Stephen J. (1998) *Unwanted Sex: The Culture of Intimidation and the Failure of Law*, Harvard University Press.
- Soble, Alan (1997) "Antioch's 'Sexual Offense Policy': A Philosophical Exploration," *Journal of Social Philosophy*, Vol. 28, No. 1. Reprinted in Soble (2008).
- Soble, Alan ed. (2008) *The Philosophy of Sex: Contemporary Readings*, Rowman & Littlefield, 5th edition.
- Wertheimer, Alan (2003) *Consent to Sexual Relations*, Cambridge University Press.
- West, Robin (1995) "The Harms of Consensual Sex," *The American Philosophical Association Newsletters*, Vol. 94, No. 2. Reprinted in Soble (2008)